

第百三回 参議院 地方行政委員会 會議録第六号

昭和六十年十二月十九日(木曜日)

午前十時一分開会

委員の異動

十二月十九日

辞任

峯山 昭範君

補欠選任

田代富士男君

出席者は左のとおり。

委員長

増岡 康治君

理事

松浦 功君

吉川 芳男君

佐藤 三吾君

委員

井上 孝君

岩上 二郎君

上田 稔君

大河原太一郎君

加藤 武徳君

金丸 三郎君

上條 勝久君

出口 廣光君

上野 雄文君

志苦 裕君

丸谷 金保君

中野 明君

神谷信之助君

坂山 映子君

増岡 博之君

古屋 亨君

山内 豊徳君

国務大臣

厚生大臣

自治大臣

政府委員

厚生大臣官房審議官

兼内閣審議官

事務局側

常任委員会専門員

自治大臣官房長

自治省行政局長

消防庁長官

事務局長

総務庁恩給局長

給問題審議室長

大蔵省主計局主計官

厚生省年金局長

自治省行政局長

自治省福利課長

津田 正君

中島 忠能君

関根 則之君

高池 忠和君

鳥山 郁男君

中島 義雄君

谷口 正作君

松本 英昭君

本日の会議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(第百二回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○国庫補助負担率の引下げ措置に関する請願(第四〇号)

○国庫補助負担率の引下げによる地方への負担転嫁反対に関する請願(第七三三号)

○地方財政対策の強化に関する請願(第三九七号)

○職務執行命令訴訟制度に関する請願(第三九八号)

○住民税の課税最低限引上げに関する請願(第四八二号外一二件)

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(第八二九号)

○地方税の法人均等割税額の軽減に関する請願(第八四六号外一件)

○地方公務員等共済組合法の一部改正案反対に関する請願(第一〇九一号)

○委員長(増岡康治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 まず、消防庁からいきましよう。

消防職員の五十五歳特例廃止に伴う措置について、先般十二日の際にも議論したんですが、その中で、労働環境の整備を急ぐことということについて、長官から前向きに検討したいということについて、ただそのやりとりの中で、私の聞き違いかもしれませんが、まだ十五年間あるからその中で十分対処していきたいというようなお話があったと思うんですが、しかしこれは今三十二、三歳のだんご状態の人が十五年後にはもう五十近くなる。そこで処理されたんじや、これはもう本人も例えば一般職の職場についても事実上私は役に立たないと思う。そうじゃなくて、この処理は早目にやっつけていかなきゃならぬ。そうすれば少なくとも一歳を三年で引き上げていくわけですね、この一歳三年の間にこれらの処理を終わってだんご状態を解消するような手だてを出していかなければ、同時に新規採用も始めていかなきゃならぬ。定数は決まってる。その中で新規採用をしていくとすればどうしても上を早く処理していかなきゃならぬ。こういう性格のものでどと私は思うんです。ここら辺の問題についてどういうお考えを持っておるか。いわゆる環境整備と言いますが、一口に言えば年齢構成の環境整備というか、なだらかなというか、ピラミッドとはいきませんけれども、そこら辺の問題があると思うんで、これについて消防庁の見解を承っておきたい、こう思います。

○政府委員(関根則之君) 年齢の特例制度の廃止に当たりましては、その一方にあります定年、消防職員についても実質上六十歳まで安心して勤めることができるようにしていきたい、こういう考え方が実は基本であるわけでございます。したがって、その環境整備のためには、もちろん暫定期間として全体で十五年ありますけれども、十五年後にそれがきれいに整えられようという考え方をしているわけでは決まっています。できるだけ早くいろいろな条件の整備を図りまして、六十歳定年制の実施及びそれに関連いたしまして支給開始年齢を六十歳に上げる、こういうことがうまくスムーズに移行できるような努力を早目早目にやっつけていく必要があるものというふうに考えておる次第でございます。

○佐藤三吾君 具体的には三年以内と、こういうことでそのルールから、それから交流の方法、こういういったものについて計画を樹立する、そして実施に移す、こういうふうな理解していいんですか。

○政府委員(関根則之君) 年齢構成の問題というのが特に組合消防において重要な問題となっております。今御指摘のありました人事交流の推進につきましては、消防庁といたしましては、それぞれの消防本部において、地域の実情に応じまして、市町村当局の協力を得つつ積極的に対処すべき課題であるというふうな考えをしております。

現に、一部事務組合を含めまして消防本部の中には、消防職員の年齢構成等を考慮いたしまして、市町村長部局へ配置転換を実施しているところもございます。また、全国消防長会においても、この問題につきましては、高齢化を迎える消防職員の人事管理のあり方の重要な課題といたしまして既に検討を開始しているところがございます。

消防庁といたしましては、全国消防長会と協力をいたしまして、消防職員の市町村長部局への配置転換等を含めまして適切な人事交流のあり方について検討を進めまして、両三年中にはその考え方を示しますとともに、消防職員の年齢構成ができるだけ適正なものとなりますよう必要な指導、助言を行いたいと考えております。

○佐藤三吾君 両三年の間に目標を定めて出すということですが、問題はそれだけの過程を見ますと、主として消防長会というものがその場になつていますね。これはあなたも御存じのとおりに、消防長というのは警察署長上がりか、または役場の古手の課長か大体そういうところが消防長ですよ。ですから、プロパーの消防職員から上がった消防長というのはほとんど少ない、こういう実態に置かれていて、ですから、プロパーのことについては、今度の問題はいわゆる体力錬成とかいろいろございまして、経験を積んでいかないとなかなかつかみにくい要素もあるわけですから、いわゆる協議、それから決定、そして推進という体制を議論し、決めていくところは、私はそういうプロパーの皆さんが参加する中で決めていかなければならないと、この意味がなくなつてくるんじゃないかという感じがするんです。

そういう意味で、民主的な場というものをどういうふうにかえておられるのか。例えば安全委員会とか衛生委員会というのは大体プロパーの人たちが出ますね。これを見ますと、消防庁の努力もあつて、五十三、五十四年にはほとんどゼロの状態であつたのが五十二・一％までなつておることについては努力の結果だと思ふんですけども、全体にはまだできていない、こういう状況にある。したがって、そういう民主的な場というものをどう考へておられるかということとあわせて、こういう安全委員会を早急に全消防、特に組合消防を含めて確立していく、こういう手だてが私は必要じゃないか、こう思ふんですけれども、この点いかがでしょうか。

○政府委員(関根則之君) 消防長は、確かに発足後の浅い消防が組合消防等においては特に多いものですから、たまたま上げのといひますか、長いこと消防職員として勤務した人が消防長になるというのは比較的少ない、これは御指摘のとおりであります。しかし、当然職員を指揮し、職員の力によりまして消火活動を初め各種の消防活動を展開していかなければいけないという一つの部隊組織であります。消防長といたしましては、当然部下職員の職務環境でありますとか、あるいは職員の物の考え方、希望、そういったようなものを的確にくみ上げて、現実的に的確に対応していくことによつて初めて消防としての機能も十分に発揮できるのでないかと思ひます。そういう意味におきまして、消防長ないしは消防長をサポートする幹部の皆さんには十分部下職員の意向をくみ上げるように、そういう機会をどんどんつくつていくように、そういう指導をしてまいりましたし、今後ともそういう指導を続けていきたいと思ひます。

御指摘のございました安全管理規程等の整備状況でございますけれども、これにつきましては御指摘のありましたように現在こへ来て急激に整備率は上がつてきておると思ひますが、しかし、五二・一％程度にとどまつております。できるだけ早くこれをすべての消防本部につきまして整備を進めていきたいというふうにかえておるところでございます。具体的には、そのために現場におきまして安全責任者を設置いたしますとか、あるいは安全担当者を引きちんと設けておく、また現場におきまして安全関係者の会議というふうなものをつくりまして、関係者の意見をよく反映させて安全管理規程に結実させていく、そういったようなことも努力をするよう指導していきなさいというふうにかえております。

○佐藤三吾君 ぜひそういうことをお願いしていただきたいと思ひます。そこで、今言つた環境整備の問題というのは消防庁だけではなかなかできるものではなくて、先

般私は、市町村長に対する自治省の全面的な指導、協力がないうこととお尋ねして、公務員部長から同感という意味での努力のあれがあつたのですが、これは自治大臣、あなたも総括責任者として、今、消防庁長官の御答弁なされた内容について市町村の指導を含めて全面的に自治省としても本格的に取り組む、この点をひとつ明確にしておきたい。

○国務大臣(古屋亨君) 今、先生の御指摘の点につきましては、私も消防庁の対応を踏まえまして、自治省内各部局相携へまして適切な人事交流が行えるよう必要な助言、指導を行つてまいりまして、今後、御指摘のような点につきましては私も早速十分留意をしてまいりたいと思つております。

○佐藤三吾君 そこで、この問題で一つだけ残るのは、特例が廃止になると当然これは今の消防職員の共済の掛金の割高の部分、これについては手直しをしなきゃならぬ。一般の共済組合員と同じように平準化しなきゃならぬ。ただ、財源調整は六十四年になつておられますけれども、私は、特例は廃止になつたけれども掛金だけは六十四年以降も続いたのではこれはどうにもならぬ、やはり六十四年四月一日施行と同時にきちつと処理すべきだと思ひますが、これはいかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 特例の廃止が認められましたら、財源率の問題が早晩出てくるだろうと思ひます。具体的には共済組合連合会の中でそういう議論が出てまいりと思ひますが、連合会の中で話がまとまり、運営審議会の議を経て決定されるというふうな裏行きになりましたら、私たちの方も自治大臣の承認ということになりますので、現在のところそういう話がまとまれば私たちの方はその方向で対応できるんだらうというふうにかえております。

○佐藤三吾君 そういうことで、要約すれば六十年四月一日改正法の施行と同時にきちつと整理したいということ受けておいていいんですか。

○政府委員(中島忠能君) 共済組合連合会の中で

そういう話がまとまりましたら、私たちの方もそういう方向で処理できるだらうと思つております。

○佐藤三吾君 わかりました。しかし、この法案の過程の中には連合会が出ていないわけですから、そういう責任を持つて指導も含めて完全に処理ができるようにぜひお願いしておきたいと思ひます。よろしいですか。

そこで、引き続きちよつと確認を行つておきたいと思ふんですが、支給開始年齢の問題について自治省の見解を聞いておきたいと思ふんですけれども、附則では六十歳、本則は六十五歳となつておるんですね。しかし、この共済は皆さん御存じのとおり、また公務員部長も先般の答弁の中で言つておられるように、退職年金です、まさに退職後の所得保障。そういう性格からいいますと、定年制は今六十歳です。何ゆゑに本則を六十五歳にしたのか。同時に、定年制の延長がない限り六十歳支給という原則を変えないと確約できるのか、この点いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 今回の規定の仕方というのは厚生年金に合せて規定をしたわけでございます。厚生年金も、厚生年金の方の審議の過程の議論を聞いておられますと、基礎年金というものを今導入することにした、その基礎年金が六十五歳支給だということと、それに合せていたという議論が衆参両院の社会労働委員会で行われておりましたけれども、そういうことで厚生年金をお決めになりましたので、公的年金一元化ということと、同じように規定をしたわけでございます。この支給開始年齢六十歳から六十五歳に上げるのか上げないのかという議論はいろいろなところでは実は私たちもお聞きしておられます。考え方といたしましては、やはり年金というものは雇用情勢との関係を考慮してその支給開始年齢というものを決めるべきものだといふふうな基本的な考え方がありますので、正直に申し上げて今のところまだ、これから十年間かけて六十歳にするということとでございますので、その先に六十五歳にする

か何とかということは全く考えておりませんけれども、考え方はやはり雇用とのドッキングというものを基本的に考えていくべきだというふうに思っています。

○佐藤三吾君　そうしますと、国民年金との関連で六十五歳というのがあったとしても、私は、今あなたの主張から言うなら、この共済については本則も附則も六十歳、こういうふうになりなした方が今あなたの趣旨から言うところとすり合います。これが結果的に六十五歳の本則を置いておるところを見ると、どうもやっぱりあなたが今言ったことは違つて、定年は六十、支給開始は六十五、将来そういうふうなねらいを持つておるんじゃないかというふうに——いや、本則は六十で附則は六十五ならわかりますけれども逆になつていますからね、そう思うのが自然ですよ。今あなたの趣旨からいってそういうふうな考えますと、これは大臣どうですか、定年の延長がない限り金輪際六十歳支給は変わらない、こういうふうに理解していいですか。

○国務大臣(古屋亨君)　支給開始年齢につきましては、定年制との関連を含めまして、今後の雇用情勢の動向に十分配慮して検討していかなければならない、大体公務員部長が申し上げましたが、私も、雇用情勢等を考えて検討すべき大きな課題であると考えております。

○佐藤三吾君　そうなりますとおかしいのは、六十歳から六十四歳というのは特別支給、こうなっているわけですね。そうしてこれには基礎年金のいわゆる公的負担が入っていないんです。私が今言うように、将来を展望してそこに何か含みがあるんじゃないか、例えば、公的年金体系は財源の問題で行き詰まらずに六十五歳に引きずり込んでいく、こういうふうな考えからみたら、ねらいがあるんじゃないかという気がするから言っているわけだ。だから私は、その疑いをたすためには、今、大臣や公務員部長が言うように、雇用とこれは切り離せないものだという前提に立つならば、この基礎年金の見直しの際には

この特別支給の間にも公的負担を検討する、ここできちつと宣明することが大事じゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君)　大臣から後ほど御答弁いただきますけれども、公的負担というもののあり方につきましてはかねがね議論がいろいろございまして、各公的年金制度間で公平を保つように、調整を保つようにという御指摘がたびたびございました。今回、すべての公的年金制度に基礎年金を導入するということになりましたので、その基礎年金拠出金の三分の一の公的負担をするということになりますと、すべての公的年金に公平性が保てるということと、こういう制度にさせていただいたわけでございます。公務員の分野にのみ六十歳から六十四歳までの特別支給について公的負担をするというのは、厚生年金とのバランスにおきまして、その他、他の年金制度とのバランスにおきましてもやはり問題がある、非常に困難だということに考えざるを得ないわけでございます。

○佐藤三吾君　しかし、十二日の私のやりとりの中で、大臣も、七十年一元化ということ、竹下さんも統合という字を使っていないこと、わざわざ残して内容についてのバランスをとっていくというか、そういう意味のことだということを言っていますし、私は、そのことは、逆に言えば、それぞれ年金の中には歴史があり沿革があり経過がある、こういうことが前提となつて横たわつておると思うんですよ。ですから、確かに共済年金から見ますと、退職年金というようにまさにこれは雇用と切り離しのできない性格のものなんです。ですから、そこが前提であるという押えをすれば、私はやはり六十歳から六十四歳の間に問題が出てくる、特別支給のあり方に、これは私は今やれと言っているんじゃない、今度の見直しの際には、そういう特別な理由を含めて、公的年金を六十から六十四歳の特別支給の中にきちんと入れる、大臣、こういう努力を行わなきゃいかぬと

思うんですよ。そうしないと、あなたがさっき言ったように、定年制といわゆる本則六十五歳との間に空間ができる、いわゆる公的負担の空間ができると思うわけです。そこは大臣、胸を張つて、努力をきちつとさせていただきたい、こういうふうな思っています。

○国務大臣(古屋亨君)　御意見でございますが、私も今後の雇用情勢の動向等を十分に配慮して検討してまいります。先生の御意見は重要な一つの課題として検討してまいります。

○佐藤三吾君　これは重大なことですから、ひとつよろしく願ひしておきたいと思ひます。

それから、懲戒処分による支給停止の問題については、先般私が確認をしたように、掛金部分は除外して使用者負担に限定する、これは政令でやるわけですね。停止内容も先般言った五年、禁錮以上、こういうことでよろしゅうございますか。

○政府委員(中島忠能君)　政令を制定する段階で大体そういうことを考えておりますが、国家公務員共済と他の共済との関係もございしますので、そういうところをよく見ながらできるだけ本院で行われました議論の線に沿つて努めてまいりたいと思ひます。

○佐藤三吾君　その場合に、私はこの間も確認しましたが、その者の支給停止が遺族に波及することはない、こういうことでもいいですか。

○政府委員(中島忠能君)　そのとおりでございます。

○佐藤三吾君　わかりました。

それから、既裁定者のスライド停止の問題です。これは、私は随分十二日も申し上げました。大臣も私の意見に同調いただいて、検討していただく、こういうことになつたわけです。せっかく私の意見と同じに同調いただいたのかからわらず、この国会を逃すと無意味になるから国会で法案が上がるまでに検討してもらいたいということについて、大臣もよろしゅうございますとなつておつたのが、どこから仲裁が入つたのか知りませんが、午後、これはもう少し慎重に検討されて

くれ、こういうことになつたわけですが、しかし五%以下の停止除外は真剣に検討していただいたんじゃないかと私は思ふんですが、そろそろ法案処理の関係もございしますから、こころ辺でその結果どうなつたのか、大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(中島忠能君)　佐藤先生からそういう御指摘がございまして、私たちが非常に貴重な御意見だということで承りました。ただ、この問題につきましては、そのときにも御説明させていただきましては、そのときにも御説明させていただきましては、既に裁定されておる年金、基本ルールで裁定されておる年金というのは勤務年数の長い方あるいは給与の高い方、その方の年金が三月三十一日現在の額が保障される。そのときに現在の恩給制度、旧恩給制度のもとにおけるいろいろな特例というものがその年金額の中に含まれるということでそれが保証されておるわけでございます。

そこで、その方を基本ルールから今度通年ルールに裁定がえさせていただくわけでございますけれども、通年ルールといひましても一般的には今度の新しい方式よりも有利な方式というふうに見えるかと思ひますが、その通年ルールで裁定がえさせていただきますのは、年金をスライドしていきまして従前額に到達するまで、平均的に申し上げますと、先回も御説明申し上げましたけれども、おおむね二、三年の間ひとつ我慢をいただけないかというお願いを申し上げましたけれども、やはり先生が今お話しになりました五%未満という方は、平均的に申し上げますと二、三年ということにならうかと思ひますけれども、どうしても他の共済との関係あるいはまた本案を立案いたしました背景から申し上げてもひとつ御勘弁いただけないかという気持ちでございます。

○佐藤三吾君　約一週間考えたのが、研究したのがそのお考えですか。

そこで、私もいろいろ研究してみますと、一般方式を通年に切りかえますと厚年とほぼ同じになるんですよ。こうなりますね。現行は、共済は退

職前一年間の給与平均と、そういうことから見て厚生年金よりは有利になるんだという説もありますね。しかし、通年の場合は加給年金がない、それから算定基礎が本法のみで諸手当が含まれない。こういう点をいろいろ相殺しますと、標準的には厚生年金と変わらないと言いますが、人によつては切りかえるために厚年より低い者が出てくる。こうなりますと、今度は改正法では共済年金は厚年の方式になるんですけれども、しかし、ここには職域年金というのが加算される。そうしますと、職域年金の部分だけは既裁定者との間にはアンバラが生まれてくることがある。したがって、本法施行で支給されますと、どうしても私は職域年金部分に対応した加算というものが伴わないと既支給者については本法との絡みから見ても不公平が出てくる、こういう感じがする。これはいかがですか。

○政府委員(中島忠能君) まあ、一つは通年ルールというものと厚生年金方式との関係の議論だと思ひますけれども、それぞれ先生が最初にお話しになりましたように、年金制度には伝統があり、今までの経過がありまして、なかなかどちらが有利だということを一概に申し上げるのは非常に難しいと思ひます。ただ、私たちがモデル的に計算いたしますと、現在地方公務員は大体三十二年ぐらゐの勤続で退職していきますけれども、三十二年ぐらゐのところ計算いたしますと、通年ルールで計算した方が厚生年金ルールで計算したよりも、先生がお話しされました加給年金があるという点、あるいはまた標準報酬で手当が加味されているという点を考えましても、やはり三十二年ぐらゐになりますと通年ルールの方が有利だといふ計算が出てまいります。したがって、一般的には通年ルールの方が厚生年金ルールよりも有利じゃないかというふうに言えるかと思ひます。

もう一つ先生がお話しになりました現在の共済年金には職域年金部分がないじゃないかという御議論でございますけれども、確かにそれはつきりしたものはございません。ございませぬけれども、先

生がいろいろお述べになりましたその中にも出てまいりましたけれども、一つはやはり共済年金というものの現在の算定方式、特に基本ルールという算定方式、そして算定基礎というものを過去一年間の平均給料にとるとする算定基礎の問題、そういうことから考えますと、厚生年金よりも額の面においても水準の面においてもやはり有利だといふことが一般的に言えると思ひますし、その有利性の中に職域年金的部分、これははつきりこの部分だといふことは申し上げられませんが、職域年金的部分が含まれていふうふうに考えざるを得ないんじゃないかというふうに思ひます。

したがって、先生がお話しになりますように、現在の共済年金には職域年金部分がないんだから、それを上積みすることを考えたかどうかというふうに言われまして、ちよつとそこは私たちも賛同したいといひますか、私たちがだけじゃなくて、そういう考え方というのはどうも大方受け入れられるのは非常に難しいんじゃないかというふうに私たちが現在受け取つておるわけでござい

ます。

○佐藤三吾君 これは、衆議院の附帯決議やそれから議論を見ましても、なかなか定かにならなかつたり出ていないんですよ。ですから私は言つたんですが、あなたも、だからといって、それなら厚年より下の部分は絶対にありませんといふこと言えぬでしょう。言えないはずですよ。そういうこともあるわけだから、そこを私が中をとつて五%以下と言つたといふその含みはやはり正確に受けとめてくれないと、大臣、これは大事なことなんですからね。せつかく私はOBの皆さんから随分やんやんいただいて考へてみると確かにそういう点がある。ここはいろいろありましようが、せつかく大臣、誠心誠意検討しますとこう言つたんだから、これは誠心誠意検討してもらつて、そこら辺が出てきますから、例えば、最低保障五%が無理なら最低保障というものをつくるとか、何かそのことによつて本法施行後の職域年金

もございませぬが、少なくとも厚年より下回ることのないように、そこら辺はあなたの大きな政治力を含めて実現すると。これは公務員部長ではなかなか答弁できぬ、政治力を含まなきゃできぬだろうから、大臣としていかがですか。そのための大臣なんです。

○国務大臣(古屋亨君) 私も一生懸命でこの共済年金のことを勉強しておりますが、どうもまだ経験が足りないし、また知識が乏しくて、先生のお話にばちつとお答えすることができぬのはまことに残念でございますが、先生のおしやつたような研究題目として私ひとつ勉強をさせていただきます。この点はそのように感じております。

○佐藤三吾君 勉強していただきたいんですが、今言つたように勉強しておる間にスライド停止期間が過ぎちゃう、こういうことにもなりかねないからね、これじゃ困るんですよ。ですから、長考一番じゃなくて決断ですよ、これは決断の時期に入つた。そういう意味でお願ひしておるわけですよ。公務員部長の職域年金部分の加算というのはいかがかという意見もありましたけれども、しかし、こういう現実等もあることを考へると何らかの措置をとるべきだと思ひます。そういう意味で大臣、一言いただきたいんですが、何らかの措置をとりたいと思つと、一言でいいですよ。

○国務大臣(古屋亨君) 申しましたように、ひとつ勉強いたしまして……。

○佐藤三吾君 これは附帯決議にも入れましようが、時間の問題とかかわりますから、できるだけ早く結論が出るようにぜひ研究して、その前にやめてしまつては困りますよ。やめる前までにきちつとしてください。そこら辺も含めてお願いしておきます。

時間がございせんから次にいきますが、職域年金部分の見直しの問題で一つだけ確認しておきたいと思ひますが、十二日の当委員会では竹下大蔵大臣は、職域年金部分の乗率千分の一・五を二・〇に引き上げるについては、一兩年、一、二年以内に人事院の意見を踏まえて結論を出す、こう

答えたわけですよ。これは大臣の言葉を率直に聞きますと、六十一年末までに人事院の見解をもらつて、そして結論を出して六十二年度予算には間に合うようにしたいと、こういうふうな受け取れるんですが、そういうことでいいですか。大蔵省。

○説明員(中島義雄君) 先生お尋ねの件は、いわゆる共済の法改正にかかわることだと存じます。私、担当が違ふものでございまして、大変申しわけございませぬが、その点につきましても御答弁は留保させていただきますと思ひます。申しわけございませぬ。

○佐藤三吾君 あなたは何ですか。

○説明員(中島義雄君) 厚生担当の主計官でございます。

○佐藤三吾君 それはしかし、私はちゃんと答へ得る者をよこさないといふ言つておつたんだけれども、いないんですよ。内閣に張りついていたんじゃないんですよ。あなたは私の答弁はみんなできないんですよ。

それならもう一つ聞きます。人事院は国公法百八条ですか、これに基づいて年金調査をやるというお話なんです。ただ、人事院に聞きますと、せつかく汗をかくて調査をやるわけですよ。ところが、その結果が突らないと調査のしがいがないという。ですから、突る保証をくれとは言ひませんけれども、少なくともむだのないような受け皿がありましかつ、こういう意味のお話があつた。その点はいかがですか。これも答えられないですか。

○説明員(中島義雄君) 私どもの対応の不手際かと存じますけれども、大変申しわけございませぬけれども、ただいまの点につきましても責任のある御答弁ができません。先生の御質問の趣旨は十分伝えたいと思ひます。

○佐藤三吾君 これは連合審査でやりましよう。それなら、あなたが答えられるやつでいきましよう。公的負担の四分の一カットの返還の問題で、大蔵大臣から予算編成期までに処理するといふ回答をこのうちいただいたんですが、共済関係のいわゆる累積額、これは一体どのくらいあつて、

本法関係でどのくらいになるか、いかがですか。
○説明員(中島義雄君) 行革関連特例法に基づき、五十七年度から六十年年度までのいわゆる国庫負担四分の一カットの累計額についてのお尋ねでございますが、これは各年金を通じて総額一兆四百九十億でございます。そのうち厚生年金が最大でございます。九千四百七十億、地方公務員共済につきましては二百七十二億、その他となっております。

○佐藤三吾君 これは元利返還をするということになるわけですが、結論はいつごろになりますか。そして、どのように返還するのか、それをおわかりになればお答えいただきたい。

○説明員(中島義雄君) 行革関連特例法により、年金国庫負担の減額分の返済をどうするかというところでございますが、その具体的内容につきましては今後の国の財政状況を勘案する必要があるかと思います。大変残念でございますけれども現時点でははっきりした形ではお示しできないわけでございます。しかし、政府といたしましては、昨年来繰返し御説明申し上げておりますように、国の財政改革をさらに一層強力に推進する等誠意を持って対処することといたしております。今後において積立金運用収入の減額分も含む年金国庫負担の減額分のできる限り速やかな繰り入れに着手したいというふうに考えております。具体的にはいつからかということにつきましては、大変残念ながら、基礎となります財政状況の展望につきましては、まだ将来の展望が開けておりませんので、現時点では申し上げる段階にないというところを御了承いただきたいと思います。

○佐藤三吾君 それでは、時間がございませうから簡潔にお願いしたいと思うんですが、共済短期の問題です。
今回の改正で共済短期の掛金の上限が現行では本俸の四十六万ですね。これが今度は諸手当を含めての四十六万になる、共済短期の限度額ですね。手当率を二五%として計算しますと、短期の掛金の上限は本俸の三十六万八千円に今度は下が

るわけです。であれば、課長補佐以上の掛金は本俸の三十六万から三十七万で頭打ちとなる。公務員部長のように指定職の皆さんは大助かり、ほくほくということになる。そのかわり今度は若い職員とか役付でない職員は負担が増大する、こういうことになる。これはまた非常に不合理な問題ですね。一方、健保法を見ますと掛金の上限は七十一万と、こうなっている。なぜ短期がこういふうになったのか。当然これは七十一万を受けて上限を置くべきじゃないか、こう思うんですが、いかがですか。

○説明員(松本英昭君) 大変技術的な問題でございますので、私の方から説明をさせていただきますと思います。

先生今御指摘のように、今回、年金とそれから短期を含めました掛金の算定基礎を、国家公務員共済組合におきまして標準報酬を基礎とするということに変えられたわけでございます。そういうことになってまいりますと、共済組合の場合は掛金は給料の中から長期も短期も一括してこれを徴収するというものになっております。したがって、長短その上限がそろわなければならない。そういういたしますと、四十七万という長期給付の場合の最高限度額、これは厚生年金の方で定まっておりますわけでございますが、厚生年金のその限度額をそのまま採用いたしますと、先生今御指摘のように、三十七万何がしが本俸ベースに一・二五俵で割り戻しますとそういう数字になってまいるということでございます。健康保険の方では、昨年度の改正でございましたが、この四十七万を最高限度七十一万まで、医療給付に際してだけ、健康保険だけ上げたわけでございますが、共済の場合は総合的な相互救助の制度だということになっておりまして、長期と短期とを生き別れさせるような仕組みになっておられないものでございますから、国の標準報酬採用と連動していただいようなことになってございまして、何とぞ御理解を賜りたいと思うのでございます。

○佐藤三吾君 だから私は標準報酬制というのがいけないと言っておるわけです。だから地公方式に切りかえればいいんだけれども、これもなかなか抵抗しておるようだけれども、これは不合理きわまりません。指定職の皆さんはほくほくであらうけれども、下部職員はたまつたものじゃない。これはぜひそこら辺も含めて、実運用は国共済等でも議論なさるんだらうと思いますが、御検討いただきたい。よろしいですか。

○説明員(中島義雄君) 共済年金を担当しております者が来ておりませんので本当に申しわけないと存じますけれども、今の御指摘につきましては誠意を持って伝えるようにいたします。

○佐藤三吾君 そこでもう一つ、共済の短期の場合は負担割合が折半です。しかし、健保組合は事業主が五七%、労働者が四三%というのが平均です。さらに、政管健保の場合は一六・四%の国庫負担がありますから労働者の負担は四一・八%です。こう見ますと、年金の方は、今言うように官民格差を正してとか官官格差を正してということになって、短期は折半ということになりますと、これは官民逆格差になる。これは七十年一元化という方向を出しておるわけですから、そうだとすれば、この短期の負担割合の問題については当然解消するのが筋だと思ふんです。この際その是正をしておくチャンスではなからうか、こう思うんですが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 短期の問題についての御話でございます。健康保険組合の数字を見ますと、五七%と四三%ぐらいという数字のようございまして、共済の場合には労使折半ということと現在までまいっております。この労使折半の現在の制度を決めましたときに、健康保険組合の使用負担が若干多いということに関連いたしまして、労使折半の原則を貫くべきであるというふうな社会保障制度審議会の答申は勧告しておるという状況が背景にございます。それともう一つは、共済のときに労使折半を修正いたしました、事業主負担を若干重くするとい

うことになりまして、どうしてもその部分は税負担ということになってまいりますので、ちよつと民間の場合と違つた背景があるというふうな思いがあります。したがって、現在のところ、そういうような御指摘は御指摘として承りましたけれども、それを検討するというのは非常に難しい背景だというふうに思います。

○佐藤三吾君 私の答弁にオーケーと言うときには短くて、断るときには長いですね、時間がな

い。今のは大蔵省に聞きたかつたんです。しかし、これもひとつ検討するように言っておいてください。

最後に、もう時間ありませんから一つだけ聞きますが、この改正で共済と恩給との間に大変な差異が生まれてくる。これは当然恩給制度も検討しなきゃならぬと思うんですが、具体的なスケジュール、それを教えていただきたいのが一つ。当然もう一つは、恩給の場合の九〇%を占める軍人恩給ですね、これもこれにかかわってくると思ふんですが、その二つについて今後の見直しのスケジュールを含めてお答えいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○説明員(鳥山都男君) 恩給制度におきましては、性格的にも、また実態的にも非常に特殊な性格を持っております。したがって、その基本的な仕組みというものを変えていくということは非常に困難ではなからうかと思っております。しかしながら、先生御指摘のとおり、年金として機能する面におきましては公的年金と共通する面もございまして、現在そのバランスについて鋭意検討をいたしておりますのでございますが、具体的に私ども検討課題と考えておりますのは、まず第一点がスライド指標の問題でございます。他の公的年金が物価で統一された場合に、従来どおり恩給が給与スライドをとっていただくことが適当であらうかどうかということが第一点でございます。それから第二点は、恩給制度におきまして、従

来から高額の所得がある人につきましては一部支給停止をやっております。この制度のあり方が適当であるのか。当面この二点につきまして鋭意検討を続けておるわけでございますが、まだ結論に至っておりません。今後とも各方面の御意見を伺いながら真剣に検討を続けてまいりたいと考えております。

なお、軍人恩給を除外する考えはないかという御質問でございますが、そういうつもりはございません。

○中野明君 二点ほどお尋ねいたします。

一つは、先日大蔵大臣から当委員会へ答弁があったんですが、今回の四法案の成立によりまして給付の面でほぼ一元化が整うというような意味のお答えがあったわけですが、御承知のように、厚生年金の場合は、企業ごとの給与のあり方によってつきがある、あるいは企業間を転職した場合などには収入の高低がある、こういう理由で給与所得全体を対象とせざるを得ない、こういうことで平均標準報酬月額というものを採用しておる。また、国家公務員共済組合は、諸手当も比較的に運用されていることもあって、これまで平均標準報酬月額、こういうことになっていましたね、算定基礎が、これに対して地方自治体の諸手当というのは三千団体ばらばらでばらつきが多いというところが理由になっておりまして、平均給料月額を算定基礎に採用している。

ですから、給付の一元化ということになるとこの辺が将来の課題として問題になってくるんじゃないか、このように思いますが、これはどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(中島忠能君) 国家公務員が平均標準方式という方式をおとりにする、そしてそのときに対象になる手当を私たちの平均給与月額を算出するときの補正率に反映させまして、そして全体としての水準としては国家公務員と地方公務員の給付水準というものを等しくしていこうというふうにいたしております。

したがって、将来の年金の一元化のときに

そのこと自身が妨げになるかという御心配かと存じますけれども、私たちの現在考えております方式でいきますとそういう妨げにはならないということで、厚生省、大蔵省とも私たちの方式に対して賛同しておられます。

○中野明君 いずれ将来、どちらかに同じようにするべきじゃないかというような意見も出てくるんじゃないかと思いますが、その点は一応指摘をしておきます。

それからもう一点ですが、経過措置の期間に該当する世代の年金の水準ですね。これは衆議院でもかなり議論されて附帯決議にも出ていっているんですけども、どうも私も納得できない、気の毒だなという感じがするんです。御承知のように、地方公務員共済組合員の年金水準について自治省の方で参照に算定をしておられますが、このモデル計算でいきますと、勤続四十一年の退職者で夫婦六十五歳以上の場合、現行の水準を一〇〇とした場合には、制度完成時、昭和百年になりますか、完成時には八五・四％に引き下げられる、こういうことに試算が出ています。これは大きな給付の引き下げでございます。これは大変な問題で、議論が出ています。その当否はともかくとして、ここで私改めてお聞きしたいのは、この引き下げの経過期間について、一般に経過措置というのは激変緩和のためにとられるというふうな権利を持っていた者が徐々にこれを目標とする水準に引き下げていく、その間に急激な変化の起こることを避けて対象者の受ける苦痛を少しでも和らげよう、これが激変緩和だろうと思っております。

そういうことで経過措置を見てみますとちよつと問題があるということで、衆議院の場合は四十歳とつきり年齢まで限定して附帯決議が出ています。これですと、四十四歳だけではないですね。その前後の人にかかってくるわけです。今回の改正による給付の引き下げというのは、一〇〇から八五・四％まで下げて下げて

れていくんじゃないんですね。施行日年齢四十歳前後を中心にして完成時の八五・四％よりずっと低い年金で我慢をしなければならぬ世代がかなりあるということ。現在四十歳ぐらいの世代の人は、四十一年勤続、夫婦六十五歳以上で七・九％と、自治省の試算には出ております。大体において現在、四十歳代、三十歳代、二十歳代の後半の世代の人々は、現在二十歳以下の世代や五十歳代、六十歳代以上の世代の人に比べて甚だ少ない年金しかもらえないような、そういう仕組みになっているように読めるわけですね、これは問題になっているところでございます。

ですから、こうした経過措置を設けることは、経過措置の先ほど申し上げた意味から見ても、特定の世代だけに給付を少なくするということは非常に矛盾があるんじゃないか。政府の方はたびたび世代間の給付と負担の公平ということをおっしゃっているわけですが、これらの人たちはこれから世代間の相互扶助とかこういうことをいって、高い年金に対する財源を負担し、あるいは若い世代の人のための積立金をつくってやる、こういうことで高い負担に耐えていくことを強いられているわけですね。じつと考えると、まことに気の毒な状態で、年金改革論議というものがともすれば中年年齢者の年金がどうなるかという点にいろいろ議論が集中しがちなんですけれども、世代間の水準のアンバランスというものをずっと配慮してあげなければいけぬのと違うか。ですから、この経過措置を見ますと、ちよつと理解ができないんですね。

この八五・四というの、国の方で基本的な考え方です。最終的にはこれがいいたろう、皆は不満で我々も反対なんです、基本的な考え方として八五・四が妥当だろうと国の方は決めたはずで、ところが、そうならば経過措置として八五・四より下にあるというのは気の毒じゃないか。国が考えた八五・四より下の状態のところは、現在の年齢が四十五の人が七九・六ですか、四十が七・九、三十五歳の人が七九・六、三十歳が八一・

四、二十五歳が八三・二と、完成時より全部低いんですね。どうしてこんな経過措置のつくり方をなさったんだらうかということなんです、その辺はどう御説明いただけますか。

○政府委員(中島忠能君) 今回の年金制度は先生御存じのように基礎年金を土台に置きまして、その上に報酬比例年金である共済年金というものを置いて制度を設計したということでございますが、その基礎年金というのが、四十年間掛金を掛けてまして四十一年目に五万円になる、そういう設計になっております。したがって、途中経過といいますが、今先生がお話になりました四十歳前後の方はまだ五万円に達していません。途中経過の方でございます。一方、二階、三階部分に当たる報酬比例年金の方でございますけれども、これは二十年間かけて漸次千分の十から千分の七・五にしていくということでございますので、ちょうど二十年目にボトムのところに来るといってございまして、今、先生がお話になりましたような現象が起こるわけでございます。基礎年金制度と共済年金制度との交錯しているところでそういう現象が起こっているわけでございます。非常に難しい問題でございますし、取り組みをどういうふうにするのかということでも私たちが実は非常に頭を痛めている問題でございますけれども、衆議院の審議の過程でもそういう議論が出てまいりまして、附帯決議でそういう問題については検討するようにということでございます。

そこで、関係各省、いろいろな制度を所管している省がございまして集まりまして、本案の成立後、検討課題として協議してまいらるべき問題かというふうな現在考えているわけでございます。○中野明君 今、答弁にもありましたように、この四十歳代を中心にして前後になぜこうなるか、引き下げ後の新しい年金よりもずっと少ない年金しか受けられないことになる理由というものを私どもいろいろ考えてみますと、今お話があったように、共済組合の組合員本人についての経過措置が二十年ですね、本人について。二十年で引き下

げが完了するのに対して、その妻の年金については基礎年金の導入で四十年かけて徐々にふやしていく、ここに問題があるわけですね。二十年で共済年金は現行の夫婦二人の世帯型年金から夫だけの個人型年金に切りかえてしまう。こうなりますと、妻に関する部分を排除してしまうというのに、そのかわりに妻の年金を確立するという基礎年金はその経過措置の半ばにあり、ちょうど半分しか保障していない、そこに問題があるんじゃないかというふうに思われるわけです。妻の年金に関する部分は改正後も共済組合員である夫の掛金から出ていくことになっており、公務員夫婦が受ける年金の財源のすべては夫の掛金等によることは現行法でも改正後も変わりません。同じように掛金を納めてきた組合員とその妻が長い年金制度の流れの中で現在四十代から二十代後半の世代だけに少ない年金しか受けられないというのとは制度の大変な欠陥ではないだろうか。

だから、この制度完成時の給付水準だけは経過規定の適用を受ける世代にも保障してあげるのが——これが国の決めた、我々不満足ですよ、不満足だけれども、この八五・幾らというものを保障してあげるのが当然じゃないだろうか、こういうふうに思うわけです。ですから、この今回の改正に当たって基礎年金との関係はもとよく吟味すべきであつたと思うわけですけれども、そのための手直しとしては共済の経過的加算の部分二十年から四十年に延ばすことが、これが一番この法の問題を解消する正しい考え方ではないだろうか。ここに問題があるわけですから、これを二十年から四十年に延ばしてあげることが正しいんじゃないか、このように思うんですが、その辺はどうお考えになりますか。

○説明員(松本英昭君) 大変技術的に細かい問題でもございますので、私の方からお答え申し上げます。ただいま先生御指摘のことは、事実としてそのとおりでございますが、ただ一つちよつと御説明させていただきますかと思ひますのは、国民年金法

が施行されました昭和三十六年四月一日以降、サラリーマンの配偶者はいわゆる国民年金において任意加入とされてきた。その任意加入の可能な期間を満期に任意加入しておられました方には実はここに明示してありますようなことにはならないわけでございます。私もよくつくりましたこの表は、あくまで共済年金の額だけで作成いたしましたので、その期間任意加入をしておられました方はこういうことにはならないで、加入可能期間に応じて満額の年金が支払われますので、こういうことは起こらないわけでございます。

問題は、施行日までにそういう任意加入がなかった方、そして新たにこの新しい改正法の規定で基礎年金制度の適用を受ける方についてここで表を示しております。それは今、先生御指摘のようにならぬところ、ボトムになっております。これを特別な加算をいたしますと、今度は逆に、今まで任意加入をして国民年金の保険料を納めてこられた方とのバランスの問題が生じてくる、こういう問題がございまして大変難しいことになってくるんじゃないか、こういうことに考えてございます。ただいま共済の経過的加算という制度がございまして、これまた二十年で加算期間、この経過的期間が切れるわけでございますけれども、先生の御指摘の通り、この経過的加算を四十年に延ばすとしたとしても、今のような国民年金に任意加入して保険料を納めてこられた奥さん方とのバランス、これとの関係がまた生じまして、大変いろいろ困難なことだと思ひます。ただ、先ほども部長の方から答弁がありましたように、衆議院の方でも附帯決議をつけていたにしております。これは厚生年金、各年金すべて共通の制度でございますので、恐らく政府、関係各省庁内で今後研究をしてみなければならぬという意識は持っておりますけれども、実際としては大変難しい問題ではなからうかと思ひておるわけでございます。

○中野明君 今、任意加入の話がありましたけれども、任意加入というのはこれは例外なんです。よ。例外を引き出してきて説明をされるというのは私は納得できませんね。もしそういう説明をあえてなさるのなら強制加入にしてあげばよかったんです。任意加入している人はこれはもう自発的に任意加入しておいた人であつて、普通の一般の人たちは加入していないのが当たり前なんです。任意加入した人はこれは例外なんですから、そこら辺を考えていただいて、衆議院の附帯決議を見ますと、「現在四十歳の者について」とはつきり四十歳だけみたいなのをおっしゃっているんですけれども、そうじゃないんです。四十歳を中心にしてその後、特に若い人たちに影響が及んでおりますので、その辺を含めて各四委員会です。四省庁ですか、将来の検討をして、ぜひこれは何とかしてあげないと余りにも気の毒じゃないかなと、経過措置をした以上は国が最終的に妥協と決めた線までは何とかいけるようにしてあげるべきじゃないかと、こう思ふんです。

一応、大臣もお聞きいただいておりますが、に国が決めたその真ん中の方でぐうつとへこんでいるんですよ。まことに我々としてはただだけせんし納得できない。将来ぜひこれは手直しを検討課題に入れてもらいたい、こう思ふんですが、大臣にお答えいただいて終わりにします。

○国務大臣(古屋亨君) 先生のお話聞きました、また衆議院の附帯決議もいただいております。関係省庁と十分協議いたしまして検討をしてまいりたいと思つております。

○神谷信之助君 まず、財源率、掛金の問題ですね、この点お尋ねをしたいと思ひます。地方公務員共済組合連合会の「将来収支の見通し」によりますと、公的負担分を除く財源率では、現在の二・三・五が昭和六十五年に二・四・五、昭和七十年に二・二・〇、七十五年には二・四・五、そして昭和九十五年には三・四・五と、二・四・七倍ですか、そういうアップになります。したがって、掛金率も対給料比で見ますと、千分の六十九から昭和九十五年には千分の百七十二・五と二・四七倍、一七・

二五%ということになっていきます。ですから、改正後の財源率なり掛金率はこういうふうな大体上があるという見通しでいいわけですか。

○政府委員(中島忠能君) 先生にお渡しいたしました資料は、今回の改正案を御審議いただくときに一つの計算をいたしまして、現在の制度のまま置いておけばこういうふうになります、仮にこういう前提で計算いたしますとこういうことになり、ますというところでございまして、仮にこういたします。そこで先生にございまして、お聞きいたします。掛金率を上げていくか上げていかないかというところになりますと、それはまたそれぞれの共済組合、特にもう連合会ができておりますので連合会の中で御議論いただくことだと思ひますが、一つの標準的な姿をごらんいただいておりますというふうに御理解いただきたいと思います。

○神谷信之助君 それで、そういうふうにおつしやるんですが、共済組合の運営審議会なりで協議するわけでしょう。その場合、例えば公的負担がうんとふえてくる、ふやす、そうしたら財源率をこんな数字にやなしにもつと下げることができますよね。あるいは労使の負担割合を変えろという場合も、今度は組合員の掛金の方でそういうアップにならないようにならないう。ということになると、共済組合の運営審議会です。そういう議論をやつて、そういうことを前提にして財源率を決める、あるいは掛金率を決めるということも可能なのではないですか。

○政府委員(中島忠能君) なかなか大胆な御質問でございますが、私たちがいたしましては、そういう定款変更の承認申請が出てきた場合には、その時点における公的負担のあり方とかそういうものを前提に考えていただかなきゃならないんじゃないかというふうに思ひますので、先生が今おっしゃいましたように、仮に、連合会の方でそういうことが予定されていなければ公的負担がこれだけふえるんだという前提でお決めになるということになりますと、共済組合全体の財政が非常に困る事態が予想されますので、そういうことがな

いようにしていただかなきゃならないんじゃないかというふうに思っています。

○神谷信之助君 そうすると、この法案で公的負担は基礎年金の三分の一と、こうなってしまう。これは動かぬのだと。そうすると、前回も言ったように、四千億が二千二百億ぐらいまで公的負担がずつと減ってきますね。片一方、労使折半も法律で決まっているのだからこれももう変らぬのだ、そういう前提が動かぬのだったら大体こういうことにならざるを得ぬわけでしょう。その辺はどうなんですか。

○政府委員(中島忠能君) 大体といいますかおおむねといいますか、そういうことで申し上げますと先生がおっしゃるとおりだと思います。

○神谷信之助君 そうすると、大体こうならざるを得ぬということになるわけですね。だから、何かいかにも共済組合の運営審議会で実質的に検討してやればいいかのようになるんだけれども、基本的な大前提はびつと決まってしまうと、あとは実際の組合員の実態、組合員数なり年金の支出の増減の状況とかいうものぐらいたが若干の財源率の幅に変化を持たすぐらいのもので、大体こういう方向になつてくるということになるわけでしょう。

○政府委員(中島忠能君) 先ほど申し上げましたように、大体といいますか、おおむねそういうことだと御理解いただいていいんじゃないかと思えます。

○神谷信之助君 だから、共済組合の運営審議会の権限がいかに大きいみたいと言われども、実際問題としてはそんなにでかい力を持つておることにはなつておらぬで、結局この試算、見通しに基づいたようなそういう大幅な財源率のアップになるし、掛金負担は先ほど申し上げたようにこれは長期だけですから、これには短期の負担もありますから、だから大変なものになつてくると言わざるを得ぬというふうに思ふんです。

そこで次の問題は、先ほど同僚議員の質問で

出ていましたが、財源率の再計算ですね。これは昨年十二月に、暮れにやっていますね。これは五年間に一回ということなんだけれども、今度法律が施行されればその時点でやり直すかどうか、これは何か先ほどの答弁ですと、それこそ運営審議会がいかにもそうすればするかのようなどんなだけども、実際はどうなんですか。どういふことを望んでおられるわけですか。

○政府委員(中島忠能君) もう先生よく御存じのように、今回の制度改正をいたしますと、長期給付の中の将来要する費用の見直しというものが変わつてまいります。そしてまた一方、収入も負担の方も若干今度変わりますので、いずれにいたしましても収支見通しというものを長期的に、理論的にはやり直すべき時期はそんなに遠くないような気がいたします。ただ、今回の制度改正をいたしました財源率の再計算をやるというふうに仮定いたしますと、そのための基礎資料の収集がどうしても必要になりますけれども、今回の制度改正というのは非常に大幅でございまして、したがつて、例えて言いますと、収集すべき資料の中でも基礎年金の拠出金を地方公務員共済としてどれぐらい出さなきゃならないんだろかということはどうしても必要になるわけでございます。

その前提をいたしまして、各公的年金制度でどれだけの基礎年金給付をやるのかということ、現在の審議の段階では非常に大まかな数字を御説明させていただいておるわけでございますけれども、財源率の再計算をやるということになりますと、それは精密に計算しなきゃなりません。そういう推計方法も厚生省と打ち合わせてしっかり立てていかなきゃならないということでございます。それから、そういう基礎資料の収集にも相当時間がかかるだろうというふうに思ひますので、現在の段階で次の財源率の再計算はいつやるんだ、こういうふうにおっしゃいますけれども、それはいつでございませうというふうにはつきり答えられないという背景があることは御理解いただきたいと思います。ただ、財源率の再計算をやらなきゃならないという収入、支出の面において変化があったことは事実でございますので、その点私たちもよく意識しているわけでございます。

○神谷信之助君 それでは、先ほどの収支見通しでなしますと、六十五年に厚生年金の保険料水準に合わせるということで、毎年大体一・一％ぐらいですか乗せている、アップするような計算になっていきますね。しかし、現在から言うところ大幅に例えれば財源率の再計算が従来どおりで五年ごとでいくと、五年後ということになるのとばつと上がらなかなきゃならぬわけでしょう。だから、今の資料収集やらでいけば一年なり一年半なりかかつてやつて、それから小刻みに毎年上げていくということになるのか、あるいは六十五年に厚生年金の保険料水準に合わせるというのがもう既に決ま

つていて政府の方針ということかどうかという試算をなさっているのか、この辺のところはどういうことになりませうか。

○政府委員(中島忠能君) 六十五年厚生年金合わせという資料をござんたいだきましてけれども、そういう方針が別段決まっているわけではございません。そういう資料といたしましては標準的にお示しできるんじゃないかということでごらんたいだきましてございませう。そして財源率の引き上げの方法をどういふふうにするのか、毎年小刻みに上げていくのか、それとも五年ごとで上げていくのかということも別段決めているわけではございませんが、私たちの方では今回の改正案が成立していただきたならば、先ほど御答弁申し上げましたように、いずれにいたしまして基礎資料の収集から始めましてそういうような検討には入らなかなきゃならないというふうに思ひます。

○神谷信之助君 そうすると、この厚生年金の保険料水準に六十五年で合わせるのか、七十年で合わせるのかでも大分違つてきますね、このアップの状況が。仮に六十五年で合わせるということになると、去年の再計算でばつと上がったばかりでしょう。その上に今度は地方職員の掛金が千分の五十二から千分の六十九、市町村の場合ですと五

十一から六十九、これは同じですね、五十一からですから大分上がる。それから公立学校は五十二から七十二・五、それから警察の方が五十二から七十三、一部七十八というのがありますね。そういうふうに大幅な値上げが続いていくことになりませう。この辺の見通しがなかつたらこの法案をうんと言つていいのかわいひの、個々の組合員の受ける被害というのか、打撃が大きくなりますから、この辺のところは一体どういふふうに考えられるのか、もう少し見通しなり基本的な考え方というものを明らかにしてもらわないと困ると思うんですが、いかがですか。

○政府委員(中島忠能君) まあ、財源率の再計算をこれからやるのときに考えておかなきゃならないのは、一つは五十九年の十二月に財源率の再計算をやりました。そのときに、平準保険料というものに修正率八〇％を掛けまして、そして二〇％分は後年度の負担ということで実は先送りしておりました。そのことはそのときに御説明申し上げたと思ひますが、そういう要素が一つあるということと、もう一つは、五十九年十二月の財源率再計算の場合には五十八年度末で押さへまして財源率を再計算いたしました、その後公務員の給与が変わり年金のアップもいたしまして、積立金不足がそれだけ生じておるといふ要素が第二番目にございませう。それから第三番目に、今回の制度改正というものは、先ほど御説明させていただきましたけれども、二十年かけて徐々に給付水準を千分の十から千分の七・五にしていくという、徐々に給付水準をならしていくというそういう制度でございませう。財源率の再計算をした場合に果たしてどういふふうになるだろうかと、プラスマイナスの要素がそれぞれございまして、非常に難しいというのが本当のところじゃないかというふうに思ひます。

ただ、長期的に見ましたら、今の制度をそのまま置いておくよりも財源率は若干引き下げることができるといふんじゃないかというので、昭和百年の水準でおおむね二〇％ぐら引き下げられるだろう

というふうに申し上げておりますけれども、ここ数年先はどうだろうかというふうに言われますと非常に難しい、先ほど申し上げました要素が絡み合っておりますので、現在の段階ではあまだこうだということをこの公の場で申し上げるのはちよつと難しいというのが正直なところでございます。

○神谷信之助君 この問題、最後にちよつと大臣の見解を聞いておきたいんですが、これは先ほど申し上げましたように、財源率が大幅に引き上げられてくるし、組合員の掛金が上がりますから、したがって大きな打撃を受ける大変な問題になるわけですね。これを解決する方法というのは、前のときにもちよつと大臣と議論しましたけれども、公的負担の増額とそれから負担割合の労働折半を検討するという、そういうことを考えなければこの負担というのはなかなか大変なことになるといふように思うんですが、この辺について大臣の見解を聞いておきたいと思うんですが。

○國務大臣(古屋嘉子) 今の先生の話しの問題は、実は共済の相当大きい問題として私も検討させていただいておりましたが、結論がまだ出ないというのなかなか難しいいろいろな折衝その他でございまして。ただ、問題が問題でございまして、難しといつてほうっておくわけにはいきませんから、長期的な課題として私も十分検討してまいりたいと思ひます。

○神谷信之助君 それから、公立学校や警察の方の収支見直し、これは出ていますか。

○説明員(松本英昭君) 公立学校、警察につきましても、私もこの連合会の収支見直しが出ましてから作業を開始したんでございまして、何分大変大きな作業でございまして。そういうことで、これまた私どもの方でやらなければいけない作業でございまして、本日まで御提示できるようなものをまとめられなかつたわけでございまして、そのことはお許しただきたいと思ひんでございまして。大体大まかな傾向というものをつかんでみますと、今の連合会と大体同じような傾向に

なるようでございます。

○神谷信之助君 いずれにしても大体同じような傾向になると思うんですが、しかし、この財源率や掛金の見直しをおおよそこうだとおっしゃつて、しかし、具体的に組合員に対してどういう影響を与えるのかという点の確たるものが出ていないというわけですね。したがって、そういう点から言つてもこの法案についての判断が困難な、ましてよくないわけですから、こういう状況ではそういう資料の提出と相まって、組合員の個々の利害関係に直接響く問題ですから、この法案の審議というものはそれまで継続するなり再提出してもらうなりということが必要だというように私は思うんです。

その次の問題は、算定基礎の問題ですが、これは従来の退職前一年間の平均給料月額から今度は全期間の平均給料月額、それに政令で定める補正率を掛けるということでありまして、この補正率は今どういふことになりましか。

○説明員(松本英昭君) 算定基礎となります平均給料月額を算出したまいます際に、いわゆる本俸に掛けます補正率でございまして、これは公務員に支払われます諸手当の中で、標準報酬で採用いたしておられます三ヶ月を超えて支給されるような手当を除くその他の手当、これの総額を勘案いたしまして、それと本俸との割合をもつて定めてまいることといたしておりましたが、現在のところおおむね一・二五程度を考えております。

○神谷信之助君 一・二五はまだ確定しておるわけではないということでしょうか。

それからもう一つは、施行日前から引き続き組合員であつた者の平均給料月額について、施行日前五年間の給料の平均額に政令で定める補正率を掛けた額にするというこの場合の補正率はどのようふに定めますか。

○説明員(松本英昭君) ただいまの御質問は、既に現在在職しております者の施行日以降の年金を計算いたします際に、過去の期間をどういふふう平均給料月額として反映していくのかという

ことでございますが、ただいま先生おっしゃいましたように、過去五年間の平均給料月額に政令で定める補正率を掛けるということになっております。この政令で定める補正率は、公務員の方々が役所にお入りになりました施行日までの各年数、各年数に應じてそれぞれに払われるであろう手当というものが変わつてまいります。

そこで、そのやり方は、今回の人事院勧告に基づきます給料の改正後の給料表を使いまして、その給料表をモデル的に、例えば、二十年の方ならば二十年で何等級何号俸にまづ入り、それから通常の昇給をしていって通常のような手当が支払われれば、現在の平均給料あるいはそれに手当を加えたものがどの程度になるか、その標準的な給料の総額及び手当を加えた総額というものを算出してまいります。そして、今度ただいま申し上げましたような標準的な方々の過去五年の給料の額、これは当然昭和六十年年度ベースに再評価をいたしましただけで、昭和六十年年度ベースに再評価をいたした過去の標準的な方々の給料の総額を割りまして、ただいま申し上げましたいわけのそれぞれ期間に應じた補正率というものが出てまいります。

でございまして。その標準的な補正率、それを今度は現実の人の五十年の再評価をいたしました給料の平均額に掛けてまいります。過去の期間の平均給料月額というものを求めていく。もちろん本俸をまづ求めまして、それに諸手当の率一・二五を掛けて過去の平均給料月額を算出する、こういう考え方でございまして。

○神谷信之助君 それで、例えば自治省のモデルで勤続三十五年で給料月額三十万九千円ですか、それが全期間の平均給料月額の今のやると二十五万二千円というように、これですと一八・四%ダウンになるんですが、あるいは勤続四十年で給料月額が三十二万三千円の人二十五万九千円で一八・八%ダウンというやつが出ていますか、これは今言つた具体的モデルで過去にずっとさかの

ぼつて計算をして割り出したと、いわゆる政令で言つていふ数値を掛けたものか、そうではないのか、この辺はどうなんですか。

○説明員(松本英昭君) これはもとともモデルの人だけを算出すればいいわけでございますので、個々の当てはめが要りませんから、ただいまの政令で定める補正率でなくして、それぞれモデル的な方を、その当時、これは五十九年度価格でございますので、五十九年度レベルの給料表で歩いていただきます。それで算出したものでございまして。

○神谷信之助君 そうすると、これに個々人の過去の経歴というんですか、給与歴というんですか、これを出した数値を掛けていく、こういうことになるんですね。

○説明員(松本英昭君) これは若干違ひまして、先生の今の標準的なモデルでやりますものは、そのモデルそのものの、生で一般的な例として取り上げておるわけでございまして。個々具体的問題は過去五十年の給料を使いまして、過去五十年の給料月額を出しまして、それを再評価をして、今度は標準的なモデルで求めました政令で定める補正率というものを掛けて過去の期間を出すということでございますから、若干そこは違つてまいります。

○神谷信之助君 個々の数値が出てくると、それは全部一律になつてくるんですか、それともいろいろなケースに分かれて数値をつくってくるんですか。どういふ形なんですか。

○説明員(松本英昭君) 各勤務年数に應じて各期間の補正率が決まつてまいることになりまして。

○神谷信之助君 男女の差はないんですか。

○説明員(松本英昭君) 男女の差を設けることは考えておりません。

○神谷信之助君 いずれにしても、この数値がはつきりしていませんので、これについても我々として検討する、あとはできませんので、これにとどめておきます。

期退職者のために設けられた制度ですが、これが本則では廃止になっていきます。六十歳定年制になりまして、早くやめる人が相当出てくるわけになります。確かに年金は早くもらえばそれだけ減りますからね。もう本人にとつてはもらわずにおられればそれにこしたことはないけれども、そういう条件でその年金に頼らざるを得ないという人も現実には相当出てきているわけです。これがないという人は、そういう早期にやめざるを得ない人、あるいは年金の収入に生活の一定部分を期待しなければならぬ、そういう人というものは今までもあつたし、これからも言うんだけれども、それはこれからなくなると言うんですか。この辺の考え方はいかがですか。

○政府委員(中島忠能君) 減額退職年金の話は、前回のこの委員会でも御質問がなされて御説明させていただきましたが、先生のおっしゃるようないろいろなケースがあるんだと思います。あるんだと思ひますが、やはり現在百分の四という減額率で運用していたらおりますけれども、保険数理に基づいて計算いたしますと、減額率というのは百分の八を超えざるを得ないという話がある。これは相当根強く出ております。したがって、この百分の八以上の減額率で減額退職年金をこれから考へますと、やはり厚生年金と同じように減額退職年金というものを廃止して、そしてよいよ本当に年金が必要なきにきちんとした年金がいただけるようにした方がいんじゃないかというふうに思ひます。

ただ、この制度をすぐになくしてしまふというのは、現在その制度があることを前提にして生活設計をお立てになつておられる方もいらっしゃるから、この前も御説明させていただきましたように、ある程度の期間というものを経過期間として設けさせていただきます、その間に関係者の方々に徐々にこの制度がなくなることを御認識いただいて生活設計を立てていただくというふうにした方が年金制度のあり方としてはいいん

じやないかというふうに現在も考えております。先生がおっしゃるような話は話としてそれなりに理解できますけれども、制度の将来のあり方としては、私が先ほど御説明申し上げましたように持つていく方がこれからの高齢化社会というものを考えた場合にはいいんじゃないかというふうに考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 今の百分の四が百分の八、それを上回るようになってまいりますとこれはちよつと大変な額になってきます。そういった問題はあります。実際問題としては、例えば、これは京都の教職員組合の調査ですが、ことしの三月三十一日付で退職した百五十人の婦人の教職員の状況です。それを見ますと、四十九歳以下が三十七人、それから五十歳から五十四歳の人が二十八人、五十五歳から五十九歳が四十人、六十歳以上が八人という状況です。五十から五十九というところでやめていく人が五七・一%。それから退職の理由も調査されておりますが、若い人なら結婚もあるでしょう、結婚が七人、転職が二人とかいふのがありますが、病氣というのが九人、これは五十代で七人、体力の減退というのが二十八人、そのうち五十代が二十三人、それから看護というのが十五人、これは五十代が十三人で外多いですね、老人看護問題だと思ひます。こう見ますと病氣、体力の減退、看護というものが今言った数字の中で四〇%以上を占めるという状況ですね。それから家庭状況、そういったものの反映だというふうに思ひます。

これらの人が皆、減額年金が必要かどうかそこまでわかりませんが、この中にまた、もう退職金の方はローンの返済に充てるという人も出てくるだろうし、そうすると年金をとりあへずの収入として必要を感じている人も出てくるわけですね。だから、そういった事例というものは減額年金をもらひました、やめたら食へませんからね。やはりそういうものも現実に出てくるんです。ですからこの辺は、昭和七十年、それから消

防なんかの七十五年とかいうような経過規定はありますけれども、それを過ぎるとなくなりますから、それまでの間にこの点はもう一度実態調査なんかをやつてみて、我々も検討してみたいと思うんだけれども、ひとつ考えてもらひたいというふうに思ひます。

それから、もう時間がありませんからもう一つだけ申し上げますが、併給調整の問題です。いづれか一つの選択に絞られることになりませんが、施行日の前と後とで区切りが非常につきりしてまいります。そういうふうに思ひますが、これは全部が全部だめだというんでなしに、一定限度まで限度額を決めて、その範囲内であれば併給はやめるといふような考え方はできないものかどうか、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(中島忠能君) この併給調整の話は、今度の改正案をつくる場合にもいろいろ議論になりました。厚生年金の場合には併給調整がないじやないかということから始まりまして、制度間格差の一つの議論として出てきたわけでござい

ます。そこで、先生がお話しになりますような考え方、一つの考え方だというふうには思ひますけれども、今回の併給調整というのは、簡単に申し上げますと、これは社会労働委員会でもよく議論されておりますけれども、結局一人一年金制度というものを徹底させていって、必要な人に必要な年金を支給していくんだ、そうすることによつて公平な年金制度をつくり、運用していくんだという話でございます。そこで先生が恐らく御心配されておられると思ひますけれども、一人一年金にしたら低い人が出てくるじやないかというように御指摘が背景にあるんだと思ひますけれども、そのために今度の制度改正に当たりまして、先ほど話が出ました退職共済年金の特別支給につきまして、その期間につきまして二百四十月をみなしを行うとか、あるいは障害共済年金とか遺族共済年金につきまして三百月をみなしを行うとか、障害共済年金の厚生年金相当部分について一

定額保障をしていくとか、中高齢寡婦加算について特別な配慮をするとかいうふうに行ひまして、できるだけそういう低い年金が生じないようにそれなりの配慮をさせていただいたわけでございまして、そういうことを踏まえて、この際厚生年金と同じように併給調整というものをさせていただいたかどうかということによって御提案申し上げたわけでございます。

先生のお話は、いつも実態調査に基づくお話でございまして、それなりに私たちもよくわかるんですけれども、一応制度をつくるに横並びの議論というものがございまして、それなりの配慮をしたという背景もございまして、御承認いただけないかというふうにお願ひ申し上げたいと思ひます。

○神谷信之助君 一人一年金というのは追求すべき目標ですけれども、これは年金水準との関連で出てくるんで、一人一年金は目標であるけれども年金水準が低いのに一年金でやられたんではたまたまのものではない。そういう意味で一定限度額で併給調整ができるような方法を私は考えてもらひたい。この点研究課題にはしてもらひたいと思ひますが、大臣、よろしくございませうか。

○政府委員(中島忠能君) 先ほどの答弁で、急いで申し上げた関係で、厚生年金に併給調整がないというふうに申し上げましたが、併給調整があるという言い間違いでございまして、それはちよつと訂正させていただきますので、それはちよつと先生の御話はお話としてそれなりにわかるんですけれども、先生が御提案なされた話というのは、私たちも他の方からも話を聞かしていただいておりますので、現在のところは四共済それぞれの関係もございまして、また厚生年金との関係もございまして、ひとつその点は、今回のところは御勘弁いただきたいというふうに思ひます。

○神谷信之助君 そういふふうに行われると、申しわけないがもう一遍言わなきゃならぬんです。

これは、前にも公的年金制度のねらいといま
すか目的という点で、だれであつても労働力が喪
失したりあるいは減退をするといふか、そう
いう状態のときに生活を保障するといふやうな
側面と、それから生活の激変を避けて従来の生活
がある程度維持できるというものを、これを保障す
るといふ、そういう二つの側面があるわけであ
う。だから、併給ということとは二つの年金をもら
うそれなりの原因があつて出てきているわけであ
ね。それが一つになつていいということになる場
合は、一人が一年金でいいということになる場合
は、今言つた二つの側面が十分充足されるやうな
年金水準が保障されている場合に可能であるわけ
ですね。そうでない場合には併給調整、厳格にや
るんじやなしに、せめて一定限度額までは保障し
ていくといふこと、これをやらなければならぬと
いふふうに思ふんです。これは公的年金制度をい
かにつくり上げていくかという問題とも関連をし
ますから、そういう点で大臣の方でも念頭に置いて
もらつて、研究課題としてやつてもらいたいとい
うように思ふんですが、この点を最後に大臣にお
伺ひします。

○国務大臣(古屋嘉吉) 勉強して努力をいたしま
す。御意見はわかりました。

○神谷信之助君 終わります。

○抜山映子君 このたびの改正によりまして基礎
年金五万円というナショナルミナムというものを
確立したといふもの、加入期間の短い人、
今まで国民年金に加入していなかった人、そ
ういふ人たちについてはナショナルミナムすらない
といふことで老後に大変不安を感じていらつし
やる方が多いと思ふのです。

一方、このナショナルミナムの概念もちよつ
とあいまいでございまして、少なくともこのナシ
ヨナルミナムで生活ができるといふことではな
いと思ふのです。これはある社団法人福祉社会
研究所でヒアリングによつて統計をとつた結果に
よりますと、一人暮らしの場合は七万から十万だ
といふのが三五・七%、十万から十五万かかと

いふのが三〇・五%、二人暮らしの場合は十六万
から二十万かかるといふのが三〇・二%、十四万
から十六万だといふのが二三%と、こういう結果
が出ていふわけですね。そうすると、今考えなく
ちやいないのは国民年金について厚生年金の報
酬比例部分に相当するものをつくるのが適当じやな
いか、いわゆる拠出比例の年金ですね。そうい
うものをつくらせてあげてこそ国民の方もこれによつ
て老後に対処することができると言えると思ふの
ですが、この点、厚生大臣、いかがでしよう。

○説明員(谷口正作君) お答え申し上げます。
国民年金に所得比例の年金を設けるべきじやな
いかという御質問だと存じますが、先生御案内の
ように、サラリーマンの方たちにつきましては既
に二階部分があるわけでございますが、自営業者
の方たち等に所得比例の保険料の仕組みを導入す
ることにつきましては国会でもいろいろ御議論い
ただいたわけでございまして。いろいろ実は問題も
ございまして、一つには多様な業態にわたる国民
年金の被保険者につきましては所得を公平に把握で
きるかどうかという問題もございまして、対象と
なる方々に比較的低所得の方々も多いといふやう
な現状を考えますといろいろ難しい問題もござい
まして、なお今後慎重に検討していかなきゃなら
ぬ課題だといふように存じておる次第でございま
す。

○抜山映子君 よく聞き取れませんでしたけれど
も、要するに、低所得の人が多い、それから所得
が各人まちまちである、こういうことの理由から
そういうことは難しいといふやうなお答えだつた
かと思ふのですけれども、これは選択に任せる
といふ方法もとれるわけでございまして、その点
はいかがですか。

○説明員(谷口正作君) 国民年金に所得比例をと
いう点につきましては重ねてお尋ねでございま
す。特に、国民年金につきましても、その場合に
必ずしも強制とはいささないで選択でといふ点で
ございましてけれども、選択でといふのは私なりに
解釈させていただきますと、任意の加入の制度と

いうことで解釈させていただきますが、その場合
におきましてはまたさらに幾つか問題点があるう
かと私も思つております。

まず、公的年金制度を仕組む場合に、その制度
が将来にわたつて世代と世代の助け合いのシステ
ムとして稼働していくためにはやはり当然に加入
していただく、そして当然に費用の負担もしてい
ただくという当然加入のたてまえでやりますと
なかなか制度が安定したものにならない、財政的
にも運営面でも安定したものにならないといふよ
うな問題もございまして、それから、特にそうい
つた制度面、運営面の問題がございまして、こ
ういった御提案につきましては私どももお慎重に検
討しなきゃならぬ課題であらうかというように存
ずる次第でございまして。

○抜山映子君 任意にすると安定したものになら
ないという御説明でしたけれども、保険会社では
今任意年金の大変バラエティーに富んだものを発
売しています。ですから、任意であれば絶対これ
はもうだめだといふやうな結論で国民の要請にこ
たえないのは怠慢だと思ふんですね。厚生大臣、
いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) 民間の私的年金はその
人一代限りのものでございまして、今の公的年金
につきましてはずっと長い年月にわたつて世代か
ら世代へ継承されていくべきものであると考えま
すので、やはり同列に扱うことはいかかかといふ
ふうに考えます。

○抜山映子君 厚生大臣、今女性の基礎年金が五
万円、こういうことになつておるわけですね。し
かも、今まで掛けていない人についてはこの五万
円も保障されていないんですよ。そうしたとき
に、それじゃ老後はどうしたらいいんだらうかと
いうときに、どうしても私は何らかの意味で拠出
比例の年金がなければ対処できないと思ふん
です。諸外国では女性の年金といふのはむしろ男性
よりも五歳ぐらい支給時期が早いんですよ。とこ
ろが、日本の女性の年金については男性よりも
らう時期が五年遅い、六十五歳なんですね。だか

ら、諸外国と比較して大変に見劣りすることにな
つていふわけですね。これをカバーするには何か方
策を考えなければいけないと思ふんです。厚生大
臣、どういふ方策を今後お考えになつていらつし
やいますか。

○政府委員(山内豊徳君) 今お話しございました
外国の例は、確かに日本の今度の新しい考え方
のように男女とも六十五歳とした国もある反面、お
つしやるように、西ドイツでございまして、女
性だけは五歳早く支給開始になつてゐる例もござ
います。ただ、これも私、念のため一応現体制制
度について調べてみましたんでございまして、実
はその場合ただ、男性の場合と同じような要件で
六十歳とするんではなくて、十五年以上の拠出が
続いていること、あるいは最近の二十年間に十年
以上強制加入の拠出があつたならば五歳早める
といふやうなことで、もちろん先生のお考えに即し
た女性を支給開始年齢の上で少し早くするといふ
思想のもとではあります、拠出の要件と絡めな
がらやつていふわけでございまして。

また一面、男性の場合でも実はすべてが六十五
ではなくて長い勤務、三十五年以上勤務した方の
場合は六十三歳から認めるとか、あるいは最近の
一年半に長い失業期間があれば実は女性と同じ六
十歳から認めるといふことで、欧米におきまして
も、その時点での給付の必要と申しますか、所
得保障の必要性に応じて考えるという発想に立つ
ていふわけでございまして。その意味で、男女の支
給開始年齢について納得のいく線にするためには
今後どう対応するかという御質問の点につきまし
ては、ドイツだけが例じやございせんが、その
ような実態とかみ合わせた支給開始年齢の発想も
踏まえて考えることは別として、基本的には
これから高齢化社会を前提とする限り、男女に
支給開始年齢の差があることはそのままでは説明
がつかないんじゃないかといふふうにも私も考え
ております。

○抜山映子君 ひとつじっくり考えてください。
それから、今後六十歳支給で、あるいは六十五

歳支給ということになると、雇用との関係はどうするんだと、定年の方も延長しない限り支給開始時期を六十五にすることはないかという同僚議員の質問がございました。しかし、それについては明確にびたりとお答えにならなかったと思うんですね。高齢化して体力が衰えると半分労働して半分年金を受給するというのを希望する方もあると思うんです。これも先ほどの社団法人福祉社会研究所の統計によりますと、年齢的に六十歳から七十歳までの人は部分就労を望む人が多いわけですから、健康である限り自分は働きたいという人も随分あると思います。

そこで、スウェーデン方式とも言われておりますが、部分就労、部分引退、すなわち部分就労については部分年金を与える、部分引退については部分年金を与えるというのを六十歳以降については日本も考えてはどうかと思うんですけれども、厚生大臣のこれに関する御所見をお願いいたします。

○国務大臣(増岡博之君) 六十歳支給の支給開始を六十五歳にするという際には、やはり私は日本の雇用情勢というものがそれに適している状態ではないのでないかというふうに考えておるわけでございます。

御指摘のスウェーデンの例につきましては、日本の雇用状況が将来どういうふうになるかということも考えてみなければならぬと思ひますけれども、現在の情勢から判断いたしますとそのような制度を導入するかどうかという事はなかなか見通しが立ちにくい状況であると思ひますので、慎重に対処してまいりたいというふうに考えます。

○抜山映子君 今すぐお答えいただかなくとも、少なくとも年金とそれから退職の時期と必ずタイアップさせて対策を立てていただきたいということとを特に切望しておきたいと思ひます。次に、自治省の方にお伺ひいたします。障害年金について伺ひますけれども、厚生障害年金については支給制限は設けられていませんけれども、改正共済の方は障害共済年金について在職支給制限を導入しております。これはなぜでしょうか、理由を明確にしてください。

○政府委員(中島忠能君) 公務員の場合には、在職しておられる限りにおきましては、給与制度がしっかりしておりますので、障害者であるからといって給与が切り下げられることは原則としてございません。ただ、仮に障害者の方で、給与が低い方につきましては、現在の額で申し上げますと、十六万八千円未満の収入の方にございまして、低在者といひまして、在職しておりますが月給が低いというので障害共済年金を支給する制度を設けておるわけでございます。

○抜山映子君 そうしますと、今後、年金一元化をされた場合にはどう調整するお考えですか。○政府委員(中島忠能君) 共済年金と厚生年金がすべて同じでなければならぬ、年金一元化というものは同じでなければならぬというわけではございません。それぞれに違いがある場合に、その違いというものを合理的に説明できるかどうか。その違いというものを国民に御説明して納得していただけるかどうかという観点から考えていかなきゃならない問題だと思ひます。

○抜山映子君 次に、遺族年金について伺ひいたしますけれども、厚生年金の遺族のうち、夫、父母、祖父母の支給要件は、死亡時五十五歳、支給六十歳となっております。これに反し共済遺族年金の方は、死亡時の年齢に関係なく六十歳から支給することになっておりますが、これはなぜですか。

○政府委員(中島忠能君) 従来からいひますか、現在もそういう制度をとらせていただいております。今回の改正に当たりまして、厚生年金と同じようにするかどうかという議論もあろうかと思ひます。ただ、厚生年金と同じようにさせていただいた場合に、その年齢の前後、五十五歳少し前の方にございまして若干気を使う面もございまして、今回このままの制度を続けさせていただいた方がいんじゃないかというふう

うに考えまして、関係専門家の意見を聞きまして、やはりそのままにしておいた方がいじらうというのが年金関係の専門家の意見でございまして、今回の制度を立案するときに検討委員会というものを設けてまして、そういう方々にお入りいただいて御検討いただいた結果そういう御意見でございまして、現在の制度をそのまま継続させていただいておるというわけでございます。

○抜山映子君 終わります。○委員長(増岡康治君) 暫時休憩いたします。午後零時五十分休憩

午後四時三十分開会
○委員長(増岡康治君) 地方行政委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、峯山昭範君が委員を辞任され、その補欠として田代富士男君が選任されました。

○委員長(増岡康治君) 休憩前に引き続き、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○委員長(増岡康治君) 御異議があるようですので、これより採決をいたします。

本案に対する質疑を終局することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

本案に対する修正について松浦君から発言を求められておりますので、この際これを許します。松浦君。

○松浦功君 私は、ただいま議題となつております地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合を代表して、修正の動議を提出したいと思ひます。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより修正案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

修正の内容は、第一に、年金額の改定の要素に賃金を加えることとあります。政府原案では、この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、速やかに改定の措置が講じられなければならないものとしておりますが、改定の要素として、国民の生活水準等のほか、賃金を加えることとしたしております。

第二は、職域年金相当部分の支給要件を緩和することとあります。職域年金相当部分の年金額は、政府原案では、組合員期間二十五年以上の者について厚生年金相当部分の二割相当としておりますが、組合員期間二十五年とあるのを二十年と改めることとし、これに伴う所要の修正を行うこととしております。

第三は、船員の期間計算の特例についてであります。政府原案では、本法律施行日前の船員の組合員期間はその三分の四倍の期間として計算することとしたしておりますが、これに加えて、本法律施行日以後の期間も五年間に限り五分の六倍の期間として計算することとしたしております。

以上が本修正案の趣旨及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(増岡康治君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○上野雄文君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、政府原案並びに修正案につきまして、反対の討論を行います。

今回の改正案は、さきの通常国会において改正された国民年金、厚生年金と共済年金との整合を図るという大義名分のもとに、その実態は、年金給付の切り下げ、組合員負担の引き上げ、そして国庫負担の削減を図るものであります。

私は、まず改正の原因とも言える基礎年金について大きな問題があると考えます。具体的に指摘をしますと、第一には、未納、滞納の解消策がなく、また、資格期間が長期であるため低所得者ほど無年金者になり、無年金者が増大するという矛盾が生じます。第二に、定額給付ではなく加入期間により受給額が計算されるため給付格差が生じます。これは、国民共済の基礎年金という性格を勘案すれば致命的な欠陥であります。また、第三に、四十年で五万円という年金額は、生計費としては低水準過ぎ、少なくとも八五年の生活扶助約六万円という生活保護水準よりは高くなることとが妥当であります。さらに、単身者に対する加給も措置されていず、厚生年金、共済年金では定額部分の基礎年金の導入によって四八%の給付の切り下げとなります。第四に、支給開始年齢が原則六十五歳とされており、定年は六十歳であり、これは制度としては極めて矛盾するものであります。しかも、新制度では夫は特別支給で六十歳、妻は六十五歳となり、夫婦同年齢であつても五年間は妻の年金が支給されず、実態的には夫が妻より年齢が高いため、未支給期間はさらに長期となりますが、これは給付水準の大幅な切り下げであります。第五に、保険料が定額制であり、所得比例となっていないことは所得再配機能が全くないことを意味しており、また、負担の限界が考慮されていないため極めて高い掛金を前提にして設計されております。これは前述したとおり無年金者の拡大をもたらすものであります。第六に、財政負担の大きな部分を厚生年金からの財政調整、財源流用に頼っており、これは勤労者に負担を転嫁する結果となります。また、国民年金保険料は六十一一年四月より、月額六千八百円とされており、拠出金は八千九百十八円とされ、

負担の不均衡が出発時から存在することとなります。さらに、第七に、国庫負担は基礎年金給付の三分の一とされていますが、これは比例報酬部分の国庫負担ゼロとあわせると大幅な削減であり、また、特別支給期間における国庫負担もありません。第八に、勤労女性と専業主婦の負担の不均衡、パート労働における課税額の矛盾からくる国民年金負担の不均衡と給付格差、無年金問題、さらに、夫に從属した被扶養配偶者の基礎年金問題等、婦人の年金権の未確立が指摘されます。

次に、報酬比例年金の問題点を指摘いたしますと、第一には、職域年金を含めまして年金額が単身者で三六・六%、夫婦世帯で一四・五%も切り下げられること、第二に、保険料が地公共済の場合、最終的には掛金率が一二・五%、保険料率で言うところと四五・〇にもなるという労働者負担の境界を全く考慮していきなく、労使折半負担制など負担構造の改革にも全く手がつけられていない点、第三に、画一的な併給禁止による既得権、期待権、そして低額年金者の生活権の侵害、第四に、所得制限による再就職者の低賃金構造の温存、第五に、懲戒処分による支給一部制限による本人や遺族の生活権の侵害、第六に、特定消防職員の特別支給制度の廃止と雇用、労働条件の実態との乖離、第七に、既裁定者のスライド停止による現受給者の権利の侵害等が指摘されます。

このように、今回の改正案は制度の改善とはほど遠い問題点だらけの欠陥法案であり、我が国の公的年金制度を危機に導く第一歩となるものであります。社会党は、独自に、また、野党四党とも共同して抜本的修正を政府に要求してまいりましたが、政府は、基本的部分の修正に依らず、みずから社会保障制度としての公的年金確立の道に背を向ける姿勢を示しました。我が党の算定基礎の改善、職域年金の引き上げ、既裁定者のスライド停止の一部緩和など極めて適正な必要最低限の修正要求にも応じない政府の態度は、多くの国民の信頼の喪失をもたらすものであります。社会党は、党が主張している総合的年金改革策の実現に

よる公的年金の確立をさらに追求する決意であり、政府の年金政策は遠からず破綻するであります。しょう。

最後に、本委員会が焦点となりました消防職員の労働環境の抜本的改善、地方公営企業に対する公的負担問題、さらにその他の問題につきましては、委員会の審議を尊重し、政府が誠実な対応を行うことを要求いたします。

なお、修正案につきましては、我が党を初めとする野党の強い主張により修正されるものであり、その部分については評価いたしますが、本修正によつては法案の持つ問題点は払拭されないことは明らかであり、したがって、原案及び修正案を含めまして反対するものであります。

討論を終わります。

○吉川芳男君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表し、原案及び修正案に賛成の意を表します。

原案は、公的年金制度等改革の一環として、地方公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用すること、退職共済年金等長期給付の適正化を図ること、既裁定年金についても所要の措置を講ずること等を主な内容とするものであります。

我が国の社会経済情勢は、高齢化社会の急速な到来によりまして大きく変化しつつあり、そのため各般の施策が検討され、また、実施されておるところであります。特に、老後生活を支える柱として、年金の重要性はますます高まっております。長期の展望に立つた安定した年金制度の確立が期待されておるところであります。

しかしながら、現行の公的年金制度においては、今日までに果たしてきたその役割は評価されているものの、予測される年金受給者の急増、受給期間の長期化等に伴う給付の増大、その原資を支える後世代の負担の重圧等、年金制度の土台となる状況の変化に対応することが難しくなっております。また、それぞれの沿革に基づく事情は理解できますが、各制度間において給付、負担等の

不均衡があり、国民の間に批判があることも周知のとおりであります。

原案は、以上のような状況を踏まえ、さきの国民年金及び厚生年金保険等の制度改革に続き、地方公務員共済についても、国家公務員共済の改正と同一基調に立ち、公務員の特例性に配慮しつつ所要の改正を行おうとしているのであります。

私は、原案の措置は、適正な年金水準のもと長期的に安定した公的年金制度を確立し、また、世代間の負担の公平を図り、公的年金の一元化に資するための措置として適切なものであると思ひます。

申すまでもなく、今回の制度改革は、公務員及び現に年金を受けられている方々に対し極めて異例な画期的なものであり、その影響するところは甚だ大きいものがあると考えています。この点については、原案において所要の経過措置を講じておるところでありまして、私も原案の措置を了としておるものであります。今回の改正は公務員行政にとつて重大なことでありますので、政府においては制度改革の趣旨をさらに十分徹底し、関係者の理解と信頼を得られるよう御努力をいただきたいと思ひます。

なお、修正案につきましては、両院における論議を踏まえ、関係者の間で御協議いただいたところであり、賛成いたします。

以上の理由により、私は、自由民主党・自由国民会議を代表し、原案及び修正案に賛成するものであります。

○中野明君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同法修正案に対し、反対の討論を行います。

現在の我が国の人口構造は急速に高齢化しつつあり、今後、公的年金制度はますます重要となつてくるのであります。しかし、年金制度はその沿革や目的等の相違などから複雑化しており、そのために、一部に官民格差や官公格差など年金間の格差、給付と負担の不均衡といった事態が生じております。また、産業構造や就業形態の変化に伴

い、国鉄共済などのように、その存立基盤すら危ぶまれるなど、問題は少なくないのであります。到来する高齢化社会を考えると、安心して暮らせる老後生活を確保するには、公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を図らなければなりません。そのために、公的年金制度の一元化等の改革を推進する必要があります。

今回の改正では、こうした背景のもとに、前国会で成立した国民年金法の改正で導入されたいわゆる基礎年金制度が導入されているわけであり、この制度は、我が党が既に昭和五十一年に作成した「福祉トータルプラン」において提唱した「国民基本年金」の構想と大枠において一致しており、その意味におきましては、今回の改正案も一応評価できるのであります。

しかしながら、本改正案は、基礎年金の給付、負担面での多くの課題を残すなど、審議の過程で種々の問題点が浮き彫りにされており、国民がひとしく老後において健康で文化的な生活を営むための恒久的な年金制度を確立するという基礎年金制度導入の基本理念が十分に反映されていないのであります。

私どもは、年金制度の将来を真剣に考え、これらの問題点の解決を図るべく自民党にその修正を要求してきたわけであり、しかし、重要な数々の点については何ら修正が行われず、まことに遺憾に思う次第であります。よって、ここに至り、同法案の問題点を明らかにしておきます。

第一には、我が党がさきの国民年金法改正の審議を通じて主張してきたところでもありますが、政府提案の基礎年金そのものが国民のひとしく保障される基礎年金導入の基本理念に十分添うものでなく、重大な欠陥を指摘せざるを得ないのであります。

第二は、公的年金全般の給付と負担とが見直されている中で、共済年金のみを例外とするものではない、国鉄年金の財政問題等を含め、今後の共済年金のあり方と、政府が昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させると

しているが、具体的再編成のプロセスが明らかにされていないため、共済年金加入者の不満と不安を募らせているという点であります。

第三は、現行公務員制度のもとにおいて公務員の共済年金制度が、公務員制度の一環として組み込まれているという実情が十分尊重されているとは言いがたいものであり、公務員の年金水準等のあり方についても、公務員等の十分な理解を得られる内容とはなっていないのであります。

第四は、既裁定年金を含め、共済年金を厚生年金に準ずる方式に改めるに当たり、従前の共済年金の受給要件または給付水準が、厚生年金より不利になっていたものについては、これを国の社会保障水準である厚生年金並みに引き上げる必要があり、こうした措置がとられていないこととあります。

次に、改正案に対して修正すべき事項について我が党の要求を指摘しておきたいと思ひます。

一、既裁定年金については、六十一年四月分以後、その額をいわゆる通年方式による年金額に改定することとし、改定後の年金額が、従前の年金額より少ないときは、従前金額をもって改定後の年金額とすることとしているが、この場合、従前の年金額については、一定期間物価指数による自動改定を行わないこととしている点について緩和措置を講ずること。

一、施行日の前日から引き続き組合員である者のうち、同日において退職年金の受給資格を満たしている者が、施行日以後に退職共済年金を受け、その者の受けるべき年金額が施行日の前日において退職したならば、受けることができたであろう退職年金の額より少ないときは、当該退職年金の額をもって退職年金とすることとしているが、この従前保障の年金については、物価による自動改定を一定期間行わないこととしている点について、緩和措置を講ずるとともに施行日後の掛金納付期間についても掛金を納付していることに一定の配慮をすること。

一、通算年金方式によつて計算されている退職年金等（改正後において通算年金方式に裁定がえするものを含む。）については、従前の厚生年金水準を下回ることのないよう、加給年金を加算する等の配慮をすること。

一、厚生年金の場合に準じ、老齢基礎年金の受給要件を満たしている六十五歳以上の在職者は長期組合員の資格を喪失させる（公務員に基づく年金部分を除く。）とともに、その者に支給される退職共済年金については満額支給とすること。

一、女子にかかる退職共済年金の支給開始年齢については、厚生年金の場合に準じ、昭和七十五年までに六十歳となるよう段階的に引き上げるとともに、当面は五十五歳とすること。

一、厚生年金の場合に準じ、障害共済年金受給者が在職者であっても、満額支給とすること。

一、組合員期間が六カ月以上一年未満で障害者となり、障害年金が支給されていない過去の障害者等についても、本人の申告に基づき改正法施行日以後、従前の厚生年金の場合に準じ、障害年金を支給すること。

一、組合員期間が六カ月以上一年未満で死亡し、遺族年金を受けていない過去の遺族等に対しても、本人の申告に基づき改正法施行日以後、従前の厚生年金の場合に準じ、遺族年金を支給すること。

一、厚生年金の場合に準じ、施行日において四十五歳以上（昭和十六年四月一日以前に生まれた者）で、組合員期間が十年以上である者については、職域年金を除く部分について任意継続組合員の制度を設けること。

以上、私どもが政府並びに自民党に修正を要求した点であります。

なお、自由民主党・自由国民会議及び民社党・国民連合提出の修正案には私どもの主張が若干受け入れられたのでありますが、共済年金の将来を考えたとき、さきに指摘した多くの憂慮すべき点

が残っており、いまだ不十分なものであると言わざるを得ないのであります。以上が、改正案及び修正案に反対する理由であります。

反対討論を終わります。

○坂山映子君 私、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となつております地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につき、修正案及び修正部分を除く政府原案に賛成の討論を行うものであります。

御承知のとおり、我が国は、高齢化社会が進行する中で人生八十年時代を迎えました。国民の大多数にとつて老後生活を支える所得保障の最大の柱は何といつても公的年金制度でありましょう。

しかし、我が国の公的年金制度は、官民格差、給付と負担の不均衡など、多くの社会的公正や矛盾を抱えております。また、制度が多岐に分立しているために、中には国鉄共済のごとく財政が破綻に瀕しているものもあります。現在、国民の間には多岐にわたる保険料を納めて本当に年金がもらえるのかという不安が増大していることは否めない事実であります。

政治は、国民の不安を解消し、年金財政の長期安定と公正な制度を確立する責務があります。政府がこの責務を果たすべく、今回改正に示されたように、基礎年金制度の導入と所得比例年金の二階建て構想によつて年金の一元化に踏み切ったことは、遅きに失したとはいへ評価すべきと存じます。

今回改正は、給付の算定方式などをさきに成立した国民年金等と同様なものと改め、官民格差を是正するとともに、公務の特殊性を考慮して職域年金部分を三階建てとして上乗せしております。また、基礎年金制度の確立の中において女性の年金権の独立化を図りました。まさに制度発足以来の抜本改正と言えます。

この改正に対し、不満があることは十分承知しておりますが、この改正を断行しなければ公正な年金制度の確立は大幅におくれ、何よりも年

金財政がパンクし、老後の経済不安を惹起するとともに、老後の給付を支える現役で働く人々の保険料負担が耐えがたいまで上昇することは必至であります。不平不満があつたとしても、国家百年の大計を考えれば、受益と負担のバランスを図るための今回改正は必要不可欠であり、今実現しなければ本格的な高齢化社会を活力ある社会にすることは絶対的に不可能になります。

我が党は、この見地から今回改正に基本的に賛成するものでありますが、若干の問題点があるため修正するよう強力に要求いたしました。その結果、職域年金部分については、二十五年未満二分の一分給するという事項を二十年未満とするよう法改正がなされました。最善な修正ではありませんが、一歩前進としてこれを受け入れるものであります。また、年金額の改定に当たり、賃金スライドを明確にするよう法改正がなされ、この修正も年金受給者の生活安定に資するものと確信いたしております。さらに、その他の修正部分もそれぞれ評価できます。

私は、以上述べた理由により同法案に賛成いたしました。今後、政府が附帯決議に盛り込まれた事項につき誠実に取り組むよう要求しまして、討論を終わります。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、政府提出の地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案並びに自由民主党・自由国民会議、民社党・国民連合共同提出の修正案に反対の討論を行います。

今回の地方公務員共済年金制度の改正は、国民年金、厚生年金に続く公的年金制度の大改悪の総仕上げとなるものであります。この一連の改悪の結果、昭和九十年に於ける国庫負担、自治体負担は、国民年金、厚生年金では五十九年度価格で二兆三千億、国庫、地公など四共済年金では同じく三兆三百億、合わせて二兆六千三百億も削減されることに端的に明らかになつて、国庫負担の削減が最大のねらいであります。このため、年金の給付水準は大幅に引き下げられる一方、組

合員の負担となる掛金は二・四七倍にも引き上げられ、その期待権、既得権を踏みにじるのであります。これは、まさに軍事費拡大、国民生活犠牲の中曾根随調行政の反国民性を証明するものにほかなりません。しかも、このような一連の大改悪案の審議の状況は前例のない短時間の審議が行われたにすぎず、到底審議が十分尽くされたものとは言いがたいのであります。したがって、立法院の責任を果たす上からも、本法案は審議未了、廃案とすべきことをまず冒頭に強く主張するものであります。

以下、本改正案に対する反対理由を具体的に述べます。

反対理由の第一は、給付水準の大幅な切り下げであります。自治省モデルでも妻が専業主婦の場合一五％、夫婦共働きの場合四〇％も給付水準が引き下げられ、また、私が当委員会でも明らかにした試算では、高卒で二十歳の職員が四十年間掛金を掛け続けた場合、八十歳まで生存したとしても独身者では三千二百九万円、妻帯者では千七百九万円もあらずじまいになるという結果になるのであります。これは国庫負担どころか、自分の掛金と自分のために使用者が負担した負担分さえ保障されない極めて低い給付水準であることを示すものにほかなりません。

反対理由の第二は、保険料の大幅な引き上げによる負担の増大であります。現行の掛金は組合員の給与の六・九％であり、昭和九十五年には給与の一七・二五％と実に二・四七倍にもなるのであります。このため、昨年の財源率再計算によつて掛金は現行の六・九％に引き上げたばかりであるにもかかわらず、今後毎年のように掛金の引き上げが行われるおそれがあることは政府も否定できないのであります。

反対理由の第三は、冒頭に述べた国庫負担、自治体負担の大幅な削減であります。そもそも共済年金制度を含む公的年金制度は、国または地方公共団体がその責任に応じて費用を負担することが

原則であります。しかるに、今回の改正案ではこの公費負担分は基礎年金の三分の一に限られることにより、現行の一五・八五％から一％にまで引き下げられるのであります。当委員会においても毎年のごとく公費負担分を厚生年金並みの二〇％に引き上げるよう決議されてきたにもかかわらず、これに逆行し、昭和九十年には地公共済の公費負担が政府の計算によつても千八百億も削減されるような今回の改正は断じて認められるものではありません。

反対理由の第四は、年金全体の約八％にしかすぎないわずかな職域年金の上乗せによつて、共済年金全体を地方公務員制度の一環として公務報償的なものに性格づけようとしていることであり、この職域年金部分は報酬比例部分に対しては約二〇％であり、厚生省によれば厚生年金に上乗せされる企業年金は報酬比例の約三二％になるとされており、これと比較しても公務員の数々の制約の代償といわば、全くその名にも値しないほど低いものと言わざるを得ません。しかも、この職域年金部分は労使折半の負担であるにもかかわらず、懲戒処分あるいは禁固以上の刑を受けた受給権者に対して、労働者負担分まで含めて支給停止されることになっているのは極めて不当な措置であり、労働運動に対する不当処分が今なお発生していることに照らしても断じて容認することはできません。

反対理由の第五は、いわゆる既得権、期待権が多くの箇所では既得年金までを遡年方式によつて年金額を算定し直し、この算定額が従来の方式による計算額になるまで物価スライドを停止し、凍結することとしています。また、施行日までに勤続二十年を経て受給資格を持つ現役の職員も、給付水準の引き下げにより今後の掛金は掛け捨て同然になるのであります。このような既得権、期待権の侵害は公的年金制度に対する国民の信頼を損ない、その崩壊の道を歩むものであり、断じて許されるものではありません。

以上、改正案に対する反対理由を述べてまいりましたが、最後に、政府は口を開けば高齢化社会の到来により現役の負担が耐えられなくなる、そのため年金財政の長期安定と、給付と負担の適正化が必要であると言いますが、私は国庫負担の大幅な増額と労使の負担割合を三七七にするならばこれは根本的に解決する問題であると考えます。また、修正案も政府原案を基本的に認めた上でのごく一部の修正であり、反対であります。

なお、後ほど議題となります自民、社会、公明、民社五党共同提出の附帯決議案について、二項以下の各項は十分であるが改善を要求するものであり、賛成できるものでありますが、第一項は、本改悪案を我慢して納得させるようにせよとも言ふべきもので、我が党は賛同することはできません。この点をつけ加えて討論を終わります。

○委員長(増岡康治君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。それでは、これより地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、松浦君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よつて、松浦君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(増岡康治君) 多数と認めます。よつて、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、佐藤君から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤君。

○佐藤三吾君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社

て附則別表第五の上欄に掲げるもの」を加える。

附則第三十五条第一項中「施行日前に船員組合員」を「施行日前の旧船員組合員」に改め、「除く」の規定の下に「(以下この条において「新共済法の長期給付に関する規定等」という。)」を加え、「施行日前の船員組合員」を「当該旧船員組合員」に、「当該船員組合員」を「当該旧船員組合員」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「施行日前に船員組合員であつた期間を有する者」を「第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族」に、「新共済法及び新施行法の長期給付に関する規定」を「新共済法の長期給付に関する規定等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「施行日前に船員組合員であつた期間」を「第一項又は第二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間又は新船員組合員であつた期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「施行日前に船員組合員であつた期間を有する者」を「前二項の規定の適用を受ける旧船員組合員であつた期間若しくは新船員組合員であつた期間を有する者又はこれらの者の遺族」に、「前項の規定により三分の四を乗じて得た期間の月数をもつて組合員期間の月数とすることとされる施行日前の船員組合員であつた期間」を「当該旧船員組合員であつた期間又は当該新船員組合員であつた期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 施行日以後昭和六十六年三月三十一日までの間の新船員組合員(新共済法第百三十五条に規定する船員組合員をいう。以下この条において同じ。)であつた期間を有する者又はその遺族に対する新共済法の長期給付に関する規定等の適用については、新共済法第四十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した当該新船員組合員であつた期間の月数に五分の六を乗じて得た期間の月数をもつて、当該新船員組合員であつた期間に係る組合

員期間の月数とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

附則第九十四条の見出し中「船員組合員」を「旧船員組合員」に改め、同条第一項及び第三項中「船員組合員」を「旧船員組合員」に改める。

附則第百三十五条(見出しを含む。)中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

附則第百三十八条のうち第三条第三号の改正規定中「昭和六十年法律第 号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

附則第百四十八条中「(昭和六十年法律第 号)」を「(昭和六十年法律第三十四号)」に改める。

附則第百四十八条のうち附則第八条第五項から第十六項までの改正規定中「同条第十一項」を「同条第十一項中「新船員組合員をいう」を「新船員組合員及び昭和六十年地方公務員共済改正法附則第三十五条第二項に規定する新船員組合員をいう」に改め、同項を」に改める。

附則第百四十九条中「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)」を「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第八十一号)」に改める。

附則第百四十九条のうち附則第八条の表の改正規定中「昭和六十年法律第 号」を「昭和六十年法律第三十四号」に改める。

第四号中正誤

ペジ 段 行 誤

二 四 終わり 最低年金

裁定年金

昭和六十一年一月九日印刷

昭和六十一年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K